

## 技術指針改定案（事務局案）と国の規定の対比表

## 1. 計画段階環境配慮について

論点	基本的事項・主務省令（法）	技術指針（事務局案）
計画段階環境配慮の検討を行う時期	位置・規模又は配置・構造を検討する段階 〔・事業を実施する区域の位置若しくは事業の規模 ・建造物等の配置若しくは構造〕	同左
複数案の設定	必要 (設定しない場合、その理由を明らかにする。)	同左 (単一案を取るような事業計画の熟度が高い場合は、現地調査や現地踏査により、より詳細な情報を収集することが可能と捉え、E I A段階の調査、予測及び評価を求める。)
ゼロオプション (事業を実施しない案)	現実的である限り複数案に含めるよう努める。	同左
環境要素の選定	○事業の実施に伴って重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定する。  ○環境要素を選定した理由を明らかにする。	同左 (環境の改善効果をもたらす環境要素を含む)
調査	○原則、既存資料等を収集し、その結果を整理し、解析することにより行う。(資料の出典は明らかにする。)  ○重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの知見を収集する。  ○なお必要な情報が得られないときは、現地調査・踏査その他の方法により情報を収集する。	同左
予測	○適切な方法により、知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、環境の状態の変化又は	同左

	<p>環境への負荷の量について、可能な限り定量的に把握する。</p> <p>○定量的な把握が困難な場合は、定性的に把握する。</p>	
評価方法	<p>○位置等の複数案が設定されている場合、複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、これらと比較することを基本とする。</p> <p>○位置等の複数案が設定されていない場合、選定事項についての環境影響が、実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行う。</p> <p>○環境基準、京都市環境保全基準と整合性が図られているか否についても可能な限り検討する。</p> <p>○必要に応じて、専門家等の助言を受ける。専門家の助言を受けた場合は、助言内容・専門家の専門分野を明らかにする。(所属属性を明らかにするよう努める。)</p> <p>○事業の位置・規模又は配置・構造に関する複数案の比較を行った場合には、当該複数案からの絞り込みの過程でどのように環境影響の回避、低減が図られたかについての検討内容を明らかにする。</p>	同左
環境保全上の配慮 (環境配慮)	○配慮書作成過程、配慮書及びそれ以降の環境保全上の配慮に関する検討経緯については、方法書において記載する。	○配慮書案作成過程及びそれ以降の環境保全上の配慮に関する検討経緯については、配慮書において記載する。
調査・予測・評価等	○調査、予測及び評価は、複数案及び選定された環境要素ごとに行う。	同左

	○事業特性に応じて、 ・物質の排出 ・土地の形状の変更 ・工作物の設置その他の環境影響 の態様を踏まえて適切に区分し、区分された環境要素ごとに検討する。	○事業の進捗に合わせて、 ・工事 ・存在 ・供用 の環境影響要因に区分し、区分された環境影響要因及び環境要素ごとに検討する。
市民意見等の聴取	配慮書の案又は配慮書について一般及び関係地方公共団体からの意見を求めた場合は、方法書において、その意見及びそれに対する事業者の見解を記載する。	配慮書案についての市民意見及び市長意見について、その意見及びそれに対する事業者の見解を配慮書に記載する。
配慮書の事業計画精 度	配慮書では、事業計画の最終案を決定する必要はない。	同左

## 2. 計画段階環境配慮以外について

論点	基本的事項・主務省令（法）	技術指針（事務局案）
配慮書からの引き継ぎ	配慮書、それ以降の事業内容の具体化における環境配慮に係る検討経緯及びその内容を方法書に整理する。	○計画段階環境配慮その他の手続後、計画確定に至る経過を方法書内に記載する。  ○大幅な計画変更があった場合は、その理由も記載する。
予測手法	○最新の科学的知見を反映するよう努める。  ○個別の事業特性や地域特性等に合わせて最適な手法を選択できるよう複数の手法を含めるよう努める。	同左
事業アセスメントでの評価		基準値を下回ることはもとより、可能な限り環境影響が回避され、又は低減されるよう事業者は配慮すること。（ベスト追求型）



		<p>含む。)並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水源涵養林，防風林，水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境</li> <li>・都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林，社寺林，屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境</li> </ul>
人と自然等との豊かな触れ合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観</li> <li>・ 人と自然との触れ合いの活動の場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し，これらに対する環境影響の程度を把握できること。</li> <li>・ 野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し，これらに対する環境影響の程度を把握できること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>文化財</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 影響を受ける文化財の有無，その影響の程度を把握できること。</li> </ul>
環境への負荷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物等</li> <li>・ 温室効果ガス等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物等の発生量，最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。</li> <li>・ 温室効果ガス等の発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。</li> </ul>
人の生活に密接に関わる生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>風害</u></li> <li>・ <u>電波障害</u></li> <li>・ <u>日照障害</u></li> </ul>	<p>影響を受ける範囲，その影響の程度を把握できること。</p>